

30 土第 452 号
平成 30 年 10 月 9 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

「建設業取引適正化推進月間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成 30 年度においても、11 月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「推進月間」という。）として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしましたので、通知します。

本県では、推進月間の趣旨を踏まえ、国土交通省との共催による「建設業取引の適正化に関する講習会」を県内でも実施することとしています。

貴団体におかれても、上記趣旨に鑑み、推進月間における取引の適正化に関する積極的な取組みをお願いするとともに、国土交通省及び県の取組みに対して協力いただきますようお願いいたします。

また、貴下業者に対しても、推進月間の実施について周知していただきますよう併せてお願いいたします。

平成30年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」(以下「月間」という。)とし、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行っているところであり、平成30年度については、下記により実施することとする。

記

1. 期間

平成30年11月1日～30日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

月間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

① 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出

② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報

③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報

④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会

① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象として、建設業取引の適正化に関する講習会（以下「講習会」という。）を、月間内を中心に開催する。

また、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。

なお、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、平日夜間や休日開催を検討する等、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮するなどして決定する。

② 留意事項等

- i 建設業取引の適正化を推進するため、建設業法、建設業法令遵守ガイドライン及び下請取引の改善に向けた通知、建設業フォローアップ相談ダイヤル、駆け込みホットライン及び建設業取引適正化センター等の各種相談窓口等について周知する。
- ii 講習会においては、法律の条文、通達・建設業法令遵守ガイドラインについての原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう工夫する。
- iii 講師派遣が必要な際は、講習会の議題に応じて国土交通本省、地方整備局、公益財団法人建設業適正取引推進機構等を活用する。

③ その他

講習会においては、将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる「建設キャリアアップシステム」や、平成29年3月29日付け経済産業省、国土交通省発出の「鉄骨加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）」、「電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）」、「鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）」についても広く周知することに努める。

また、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金、経済産業省製造産業局等を活用する。

(3) 立入検査

月間内は、地方整備局又は都道府県が常時行う立入検査を重点的に実施するとともに、必要に応じ、地方整備局及び都道府県による合同での立入検査として実施する。なお、立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査（合同立入検査を含む。）を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。